

○総務省告示第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十七年二月二十七日

総務大臣 山本 早苗

第2の第2表中

7250-7425 J189	固定 固定衛星（宇宙から地球）	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用	
7425-7750	固定 固定衛星（宇宙から地球）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用 電気通信業務用 公共業務用	

を

7250-7425 J189 J189A	固定	公共業務用	
	----- 固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
7425-7750 J189B	固定	電気通信業務用	
	-----	公共業務用	
	-----	放送事業用	
	-----	一般業務用	
	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	

」

8025-8175	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
	-----	公共業務用	
	-----	公共業務用	
	地球探査衛星 (宇宙から地球)	一般業務用	
8175-8215	固定衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用	
	-----	公共業務用	

を

	地球探査衛星 (宇宙から地球) 気象衛星 (地球から宇宙)	公共業務用 一般業務用	
8215-8400	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	

」

に

8025-8175 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
8175-8215 J191A	固定衛星 (地球から宇宙) 地球探査衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	

	気象衛星（地球から宇宙）		
8215-8400	固定衛星（地球から宇宙）	電気通信業務用	
J191A	地球探査衛星 （宇宙から地球）	公共業務用 公共業務用 一般業務用	

改める。

第2の国内周波数分配の脚注 J189 の次に次のように加える。

J189A

7375－7425MHzの周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

J189B

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（宇宙から地球）に密接な関係を有する移動衛星業務（宇宙から地球）にも使用することができる。

第2の国内周波数分配の脚注 J191 の次に次のように加える。

J191A

この周波数帯は、二次業務で固定衛星業務（地球から宇宙）に密接な関係を有する移動衛星業務（

地球から宇宙)にも使用することができる。